

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（304））
2. 日時：平成29年8月29日 10時00分～10時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、津金安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他5名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 機械保修課担当

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」について、本日の提出資料及び8月21日のヒアリングにおける提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 前回審査会合及び前回のヒアリングにおいても再三指摘したが、中央制御室換気空調系ダクトの保守管理の方針について、保全計画に基づき、保修室が実施する点検と状態監視の一環として発電室が実施するものを目的に沿って方法、点検頻度等を整理して提示すること。また、島根原子力発電所2号機における中央制御室空調換気系ダクト腐食事象を踏まえて保守管理を見直すとしているが、当該事象の原因及び再発防止策への対応方針も含めて、整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 静的機器の単一故障について（指摘事項への回答）